

第 3 号 (第 5 条関係)

令和 0 7 年 0 3 月 2 1 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員 川上 幾雄

政務活動費収支報告書

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの政務活動費の収支報告書を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条の規定により下記のとおり提出します。

記

1 交付決定額 240,000 円

2 (1)収入予定額 (上記期間中の政務活動費に係るものに限る。)

198,391 円

(2)既交付済額 0 円

3 支 出 (令和 6 年 4 月 から 令和 7 年 3 月まで)

(単位: 円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	185,851	
研修費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
資料作成費	12,540	
資料購入費		
合 計	198,391	

4 添付書類

(2) 支出内訳書

(2) 領収書等証拠書類



令和 6 年度 政務活動費収支報告書添付資料

浜田市議会議員（川上 幾雄）

[illegible]

政務活動にかかる自家用自動車使用簿

令和06年04月分

議員名 川上 幾雄

事務局確認



日 付	経 路	目 的（用務）	距離 (km)	車 賃	費 目	内 容	備 考	事務局 承認
4月15日	自宅⇒旭中⇒旭小⇒金城支所(波佐・今福・雲城小・金城中)⇒自宅 ⇒弥栄小⇒弥栄支所⇒弥栄中⇒三隅支所(岡見・三隅小・三隅中)⇒自宅	営繕必要箇所を調査するため、市内小中学校訪問	97	2,220円	調査研究費	市内小中学校の校長、担当教諭から営繕必要箇所等の説明を受けた		✓
4月16日	自宅⇒国府小⇒東中⇒石見小⇒一中⇒原井小⇒自宅	営繕必要箇所を調査するため、市内小中学校訪問	38	863円	調査研究費	市内小中学校の校長、担当教諭から営繕必要箇所等の説明を受けた		✓
4月18日	自宅⇒三階小⇒二中⇒長浜小⇒三 中⇒周布小⇒松原小⇒自宅	営繕必要箇所を調査するため、市内小中学校訪問	43	994円	調査研究費	市内小中学校の校長、担当教諭から営繕必要箇所等の説明を受けた		✓
				0円				
				0円				
				0円				
				0円				
				0円				
				0円				
				0円				
				0円				

No1

政務活動にかかる自家用自動車使用簿

令和6年5月分

議員名 川上 幾雄

事務局確認

[illegible]

領 収 証

領収番号: No. 2400089
領収日付: 令和6年6月4日

川上いくお様

下記の金額、正に領収いたしました。

合計金額 ¥12,540.-

収入
印紙

〒697-0033
島根県浜田市朝日町97-3
(有)浜田マイクロコピーセンター
代表取締役 小松原 和佳
登録番号 T5-2800-0200-8554
☎0855-23-5115 ☒0855-22-3741
✉hmc@tx.miracle.ne.jp

《領収明細》

商品名/品名	数量	単価	金額
HP出力 (フル) A2	3	400	1,200
カラーコピー A4	120	40	4,800
ラミネート	3	800	2,400
パネル作成	3	1,000	3,000
小計 (税抜)			11,400
消費税 (10%)			1,140
合計 (税込)			12,540

備考:

No 3

No 4

発行日: 2025/2/26
書類番号: KN202502261

領収書

川上幾雄 様

株式会社Adelo
〒697-0211
島根県浜田市金城町波佐イ267-2件名: 浜田市の決算
(性質別、目的別他)資料の収集、整理TEL: 090-4659-6563
FAX: 050-3094-7966
E-Mail: tatsuya.sasaki@adelojp.com
担当: 佐々木

下記について、正に領収いたしました。



合計金額(税込) ￥176,000

軽減税率対象品目	数量	単価(税抜)	金額
人件費(人時単価:2000円、2名体制)	80	¥2,000	¥160,000
小計			¥160,000
消費税 10%			¥16,000
軽減税率対象品目合計金額			¥176,000

備考

業務委託契約書

本契約は、以下の通り業務委託契約を締結する。

第1条（契約当事者）

発注者（以下「甲」という）： 川上 幾雄

受託者（以下「乙」という）： 株式会社 Adelo



第2条（業務内容）

甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託する。

浜田市の決算、（性質別、目的別他）資料の収集、整理。

第3条（契約日および納期）

1. 契約日： 2025 年 2 月 1 日
2. 納期： 2025 年 2 月 10 日（乙は本業務を納期までに完了し、甲に成果物を提出するものとする）

第4条（検品および検収）

1. 甲は、納品された成果物について、納品日から 1 週間以内に検品を行い、その結果を乙に通知するものとする。
2. 甲が検品期間内に異議を申し立てない場合、納品された成果物は検収されたものとみなす。
3. 甲が成果物に修正を求める場合、乙は可能な範囲で対応するものとし、修正内容および納期については別途協議の上決定する。

第5条（業務委託料および支払条件）

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として 160,000 円（税抜）を支払う。
2. 乙は、検品完了後、甲に対して請求書を発行するものとし、甲は請求書受領後、1ヶ月以内に乙の指定する口座へ振込により支払う。
3. 振込手数料は甲の負担とする。



第6条（守秘義務）

1. 乙は、本業務遂行にあたり知り得た甲の業務上の秘密、個人情報、その他一切の機密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 乙は、本契約終了後も本条の義務を負うものとする。

第7条（契約解除）

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反した場合、催告の上、本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

契約締結日：2025年2月1日

甲（発注者）：川上幾雄

住所：島根県浜田市金城町下来原 538

（署名・押印）

川上幾雄

乙（受託者）：株式会社 Adelo

住所：島根県浜田市金城町波佐イ 267-2

代表者名：代表取締役 佐々木竜弥

（署名・押印）

佐々木竜弥